

# 舞台装置であるスペースチューブの著作物性が否定された事例 知財高判平成24・2・22判時2149号119頁[スペースチューブ事件]

原審：東京地判平成23・8・19 LEX/DB25443706

鈴木 香織<sup>(\*)</sup>

## I. 事実の概要

### 1. 概要

X(控訴人・反訴原告)は、「東京スペースダンス」の名称でダンス公演、デザイン、自由体験展示等を行う集団を個人として主催する者である。

Y(被控訴人・反訴被告)は、文化施設などのミュージアムマネジメント事業等を事業目的とする株式会社である。

XとYは、Xが従前「東京スペースダンス」において「スペースダンス・イン・ザ・チューブ」の名称で行っていた活動等において「スペースチューブ」、「スペースチュービング」等の名称で使用されていた装置(以下「スペースチューブ」という)の制作・活動・展示にかかる共同事業を行う契約をしていた。しかしその後、当該契約は解除された。

Yは当該契約解除後に、「KooFlo(クーフロ)」と呼ばれる装置(以下「Y装置」という)を用いてイベントへの出展等の事業(以下「Y事業」という)を行うようになった。

本件は、スペースチューブの制作者であるXが、スペースチューブに関する著作権を有していることの確認およびY事業に対する差止め及びY装置の廃棄請求を求めたものである。

### 2. 第一審

#### (1) 著作権の確認請求について

スペースチューブの「上辺部分の形状は、本体部分及びその中央部分を覆う部分(以下「二重化部分」という。)が一体となって、中央部分から両端部分にかけて反った形状として構成されており、神社の屋根を思わせる形状としての美観を与えていること、控訴人装置の左右両端部分は、垂直に対しやや傾いて上の方へ広がり、上辺の反りの部分と合わせて日本刀の刃先の部分を思わせる形状となっている」ことから、「これらの

点に独自の美的な要素を有しており、美術的な創作性を認めることができる」として、Xがスペースチューブの著作権を有することの確認請求を認容した。

#### (2) Y事業に対する差止め及びY装置の廃棄請求について

Y装置は、スペースチューブの「創作性の認められる部分においてこれと異なっており」、それを「複製したものと、同一性保持権を侵害するものとも、認めることはできない、」また、スペースチューブとY装置とは、「その外観の主要な点において相違しており、各装置から受ける印象は相当異なるものである」、Y装置を使用してY事業等を行うことをもって、スペースチューブと「同一又は類似のものを使用し、控訴人の営業と混同を生じさせる行為に当たるといえることはできない」、さらに、「模倣したものには当たらない」等として、Y事業に対する差止め及びY装置の廃棄請求について棄却した。

控訴人は、原判決がスペースチューブに係るXの著作権確認請求を除く請求を棄却した点について、これを不服として控訴に及んだ。

## II. 争点

スペースチューブの著作物性の有無

## III. 判断

「控訴人装置は……当初は舞台装置として使用されていたが、科学館や美術館等で美術作品として展示されたり、体験型装置として使用されているものである。控訴人装置が体験型装置として使用された場合、人が中に入り、布の反力によって体が支えられる状態を体験することができるものであるから、人が中に入った状態では、様々な形態をとるし、また、中に入った人

(\*) 校友、東京理科大学/文教大学 非常勤講師、株式会社スズキアンドアソシエイツ 代表取締役社長

は日常生活では感じることでできない感覚を味わうことができる。このように、控訴人装置は、体験型装置としても用いられるが、控訴人が本件訴訟において著作物として主張するのは、上記のような動的な利用状況における創作性ではなく、原判決別紙反訴原告装置目録に示された静的な形状、構成における創作性である。」

「もっとも、控訴人装置は、体験型装置として用いられており、控訴人も……不正競争防止法2条1項3号の『商品』に該当すると主張するものであって、実用に供され、又は産業上利用されることを目的とする応用美術に属するものというべきであるから、それが純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美的特性を備えている場合に限り、著作物性を認めることができるものと解すべきである。」

「〔1〕『閉じた空間・やわらかい空間』であることについて

(ア)『閉じた空間』とは、控訴人装置が使用されている際の人によって広げられていない部分の空間の性質を示すものであり、使用時において中に入った人によって開かれていくという構想は、控訴人が控訴人装置で実現しようとした、控訴人装置によって構成された空間の性質に関する思想ないしアイデアである。著作物としての表現は、そのような思想ないしアイデアそのものではなく、それらが具体的に表現された控訴人装置の形状、構成に即して把握すべきものであるから、『閉じた空間』という空間の性質を創作性の根拠とする控訴人の主張は採用することができない。

また、控訴人は、控訴人装置の具体的特徴として、2枚の布を合わせることにより『閉じた空間』としたことに創作性があるとも主張する。

しかしながら、この2枚の布を合わせたという平面的な構成は特徴のある表現ということではできず、創作性を認めることはできない。

(イ)『やわらかい空間』とは、控訴人装置の中に人が入った使用状態において、中に入った人が周囲の空間が固定的ではなく、自在に変形するものと感じられる空間であるという思想ないしアイデアであり、この点も控訴人装置の創作性の根拠とすることはできない。

また、控訴人は、控訴人装置の具体的特徴として、伸縮性・弾力性のある布を使用し、ロープを使用して床からの高さを50センチメートルないし1メー

トルとして、空間に浮遊させて設置することにより、『やわらかい空間』としたことに創作性があるとも主張する。しかし、そのうち、『やわらかい空間』自体は思想又はアイデアにすぎないことは前記のとおりであり、また、伸縮性・弾力性のある布を使用していることは、実際に控訴人装置が使用される際に機能を発揮する構成にすぎない。

したがって、いずれも、控訴人装置の創作性を基礎付けるものということではできない。」

「〔2〕『浮遊を可能にする空間(宙吊り)』であることについて

(ア)『浮遊を可能にする空間』であることは、控訴人が本件において著作物であると主張する控訴人装置そのものに表現されたものではなく、控訴人装置の中に人が入って使用された際、中に入った人が浮遊していると感じる状態になること意味するものであり、控訴人装置の機能を示すものにすぎない。

したがって、当該要素は、控訴人装置自体に表現されたものではないから、これを控訴人装置の創作性の根拠とする控訴人の主張は採用することはできない。

また、控訴人は、控訴人装置の具体的特徴として、左右と下からの強い反力を持たせて『浮遊を可能にする空間』とし、これによって『新しいバランス』を与え、『全身的な身体感覚の回復』を図るものであり、バランスの取り方次第で浮遊可能となるように布の張りを調整しているとも主張する。

しかしながら、浮遊を可能とすることや、新しいバランスを与えること、全身的な身体感覚の回復を図ることは、いずれも控訴人装置の使用時における機能であって、控訴人装置に表現されたものとはいえない。また、布の張り方自体は布の形状を形成し、その機能を発揮させるための方法にすぎず、このような点に創作性を認めることはできない。

(イ)『宙吊り』は、控訴人装置の空間における配置を示すものであるが、それ自体では控訴人装置が空間に存在するという抽象的な観念を示すものにすぎず、具体的な表現を示すものとはいえないから、この点も控訴人装置の創作性の根拠とすることはできない。

また、控訴人装置を宙吊りにしたことは、装置の機能を発揮させるための構成であるともいうことができる。いずれにせよ、創作的表現と認めることはできない。」

〔3〕『日本の美しさをもつ空間』であることについて  
(ア)『日本の美しさをもつ空間』であるということそれ自体は、控訴人の思想又はアイデアを示すものであって、ここに創作性の根拠を認めることはできない。

また、控訴人は、ロープの『ずらし方』に創作性があると主張するが、それは、本体部分の布の形状を形成するための方法にすぎず、表現と認めることはできないし、張られたロープ自体の形状に創作性を認めることもできない。

(イ)控訴人は、控訴人装置の具体的特徴として、上辺部分について、神社の屋根や日本刀の曲線に似ているような形状を有することについて、創作性の根拠として主張する。

原判決別紙反訴原告装置目録の写真によると、控訴人装置の上辺部分は確かに『く』の字に似た反った曲線を有しているものである。

しかしながら、布状のチューブを宙吊りにする場合、本体部分の端部において支持具とロープとで固定することは格別珍しいものではない。その際、固定用のロープの角度や緊縮度によっては、チューブ部分に『たわみ』や『反り』が生じることはむしろ通常のことであり認められる。もちろん、ロープの角度や緊縮度を調整することにより、『たわみ』や『反り』の形状をも調整することが可能であったとしても、それにより生じるチューブ部分の上辺部分の形状について、制作者の個性が表現されたものとはいえないから、これをもって創作的な表現であるということとはできない。

控訴人装置における上辺部分の『反り』についても、それが直ちに『神社の屋根や日本刀』のような美観を想起させるものということとはできないし、仮に、そのように観察し得る余地があったとしても、創作的な表現とまでいえないことは、同様である。

(ウ)控訴人は、控訴人装置は、『空間の生け花』と称され、日本的な独特な表現であるとして評価されており、控訴人装置の見た目の美しさ、控訴人装置内に入った際に体験者が感じる擬似的無重力環境という異次元空間の感覚が控訴人装置の最大の特徴であり、このような独特な空間構成力によって、控訴人装置は、国内外のどこにもない空間として成立している

などと主張する。

しかしながら、体験者が控訴人装置内に入った際に感じる感覚については、控訴人装置の機能を示すものにすぎない。

また、著作権法によって保護すべき『著作物』であるか否かは、あくまで創作性の有無によって判断すべきであって、控訴人装置に対する評価が控訴人の主張するようなものであったとしても、前記判断が左右されるものではない。

なお、控訴人は、前記〔1〕及び〔2〕の要素こそ、「独立の創作性」の名に相応しいものであり、上記〔3〕の要素はこれらの結果として成立しているものであって、〔3〕の要素のみで単独では成立しないとも主張している。

したがって、控訴人の当該主張を前提とすると、前記のとおり、〔1〕及び〔2〕の各要素に基づいて創作性を認めることができない以上、当然に〔3〕の要素についても認められないということになる。」

## IV. 評釈

### 1. 判決の意義

著作権法制史上、客体が実用品の要素を含むとする判断がなされた場合の保護のあり方については、比較的古くから議論がある。

従来の判断基準は実用的あるいは機能的な制約が高いこと等を理由として保護がなされない場合が散見する。本判決もこれらの判例を結論として踏襲するものであるといえる。

本判決は、舞台装置として使用されているスペースチューブの著作物性に関し、体験型装置としての機能を有することから生じる形状を含むことや、原告が不正競争防止法2条1項3号の主張をしたことから、「応用美術」に属するものというべきであるとした上で、客体に係る機能あるいはアイデアそのものであるとして、創作性が無いと判断した事例である<sup>(1)</sup>。

本判決においては、客体をいわゆる「応用美術」に該当するとしており、第一審とは異なる判断が示されており、著作物性の判断においても異なる結論が示されていることから特徴的であるといえる。

なお、舞台装置に関する著作権侵害事件として、最

(1) 著作物の機能が創作性にもたらす制約についての先行研究として、小泉直樹「機能的著作物の創作性(シンポジウム創作性)」著作権研究28号12頁参照、拙稿「著作物の機能が創作性にもたらす制約」法学研究年報第40号59頁参照等がある。

高判第三小法廷平成14・9・24判決LEX/DB28080371〔舞台装置デザイン事件〕があるが、舞台装置そのものの著作物性は判断されていない<sup>(2)</sup>。

## 2. 美術の著作物

著作権法において、著作物と認められる創作物には性質の異なる様々なものが含まれている。著作権法の2条1項1号は、思想又は感情を創作的に表現したものであるとしているが、客体の性質毎に創作性が認められる部分が明記されているわけではない。そのために、著作物の性質の違いは創作性の判断において極めて重要な論点となる。そして、著作権法2条1項1号における美術の著作物とは、「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」をいう(著作権法10条1項4号)。このうち、「絵画、版画、彫刻」が純粋美術の著作物に該当するといわれる<sup>(3)</sup>。純粋美術は、「思想または感情が表現されていて、それ自体の鑑賞を目的とし、実用性を有しない<sup>(4)</sup>」とされ、原則的に一品制作品であるとされる<sup>(5)</sup>。そして、舞台装置は、その他の著作物に該当する<sup>(6)</sup>。しかしながら、舞台装置であるからといって直ちに著作権法の保護が及ぶわけではない。とりわけ、本件のような舞台で使用される「装置」は、その性質上、機能的な部分が包含されることになることから、保護を認めることにより本来著作権法が保護を予定していない部分にまで実質的な保護が及んでしまうことがあり得る。たしかに、著作権法は機能などの技術的思想そのものは保護の対象ではない。そのため、創作物において「思想や感情」が「創作的に表現」されている部分であっても、機能そのものと分離できない、あるいは結果として一部が含まれてしまうような場合が

あり、そのような部分が一体的に含まれている場合には著作権法による保護を消極的に捉えることもできよう。しかしながら、法解釈などの工夫を凝らして創作的表現部分と機能を切り分ける等は可能であるから、著作権法の保護が及ばない部分が含まれる客体であったとしても、創作性の認められるのであれば全体として著作権法の保護をすることは可能である<sup>(7)</sup>。

## 3. 応用美術

応用美術はその定義があいまいであり、著作権法上も明確に規定されたものはない<sup>(8)</sup>。応用美術が著作権法による保護をどの程度受けられるかについては、必ずしも明らかではないが、応用美術のうち、美術工芸品については著作権法2条2項で規定されており、少なくともその範囲は著作権法の保護が及ぶことになる。なお、美術工芸品は、学説上「美的な形象を有する実用品ないしは実用品の美的な形象であって、その実用品が量産されないものをいう」として、量産性に基準を置いて説明するものがある<sup>(9)</sup>。また、「実用性と鑑賞性を併せもつもの」として、鑑賞性を含む点に着目するものがある<sup>(10)</sup>。

著作権法2条2項は、ベルヌ条約への批准にあたり、ブラッセル規定により保護する著作物の例示に「応用美術の著作物」があることから、各国における保護の態様に相違があるものの、我が国においても著作権法上保護の必要があるとして、美術工芸品に関し規定されたものである<sup>(11)</sup>。

応用美術を著作権法で保護するにあたっては、立法担当者の見解に現れる美術工芸品に限定し、量産される実用品は美的な特性を有していたとしても、著作権

(2) 第一審：東京地判平成11・3・29判時1689号138頁、第二審：東京高判平成12・9・19判時1745号128頁。

(3) 上野達弘「応用美術の法的保護」『知財年報(2009)―I.P. Annual Report(別冊NBL no. 130)』211頁(商事法務、2010年)参照。

(4) 神戸地判姫路支部昭和54・7・9無休集11巻2号371頁〔仏壇彫刻事件〕参照。

(5) 高林龍「標準著作権法」42頁(有斐閣、2010年)参照。

(6) 文化庁「著作権制度審議会答申説明書1966年7月15日」『著作権法百年史／資料編』49頁(著作権情報センター、2000年)によれば、「舞台に組み立てられた舞台装置は、それが美術の範囲に属する場合には、著作物として保護すべき」とされる。また、舞台装置は、「脚本の内容、舞台の空間的、技術的制約からある程度似たものが作られる場合が多い」とし、そのような場合は模倣にあたらぬとしながらも、「悪意の模倣」については、脚本が異なっていたとしても「複製権を侵害する」としている。加戸守行「著作権法逐条講義第3」122頁(社団法人著作権情報センター、六訂新版、2013年)は、「その他の美術の著作物としては、書や舞台装置などが考えられ」とする。その他、半田正夫＝松田政行(編)『著作権法コンメンタル1』〔大瀬戸豪志〕524頁(勁草書房2009年)、作花文雄『著作権法―制度と政策第3版』95頁(発明協会、2008年)渋谷達紀『著作権法』34頁(中央経済社、2013年)、中山信弘『著作権法』74頁(有斐閣、2007年)参照。

(7) 全体として著作権法による保護を認めて、仮にその客体に機能が含まれるものであったとしても、侵害の判断時に当該機能部分については保護の対象外にすることは可能である。前掲注6・中山110頁参照。例えば、「マージ・不可避的表現・ありふれた表現の理論・権利濫用等の法理」等による法解釈の工夫をすることが考えられる。

(8) 判例上は、「実用に供され、あるいは産業上利用される」ものと説明するものが散見される。齊藤博「著作権法」82-83頁(有斐閣、第三版、2008年)参照。「応用美術とは実用目的を有するものに「応用」されるものということになるが、近年では、実用目的を有するものへの「応用」から離れ、「それ自体実用的機能を有するもの」と「実用品(物品)と一体となっているもの」と定義する案が示されている」とする。

(9) 前掲注6・渋谷35頁参照。なお、前掲注6・「答申説明書」50頁においても、「一品製作の美術工芸品」との記述がみられることから、立法当初は美術工芸品について一品製作品を対象としていたと思われる。

(10) 前掲注5・高林41頁参照。ただし、著作物の保護要件に「鑑賞に耐えうること」が要件に無いことについても併せて述べている。

(11) 前掲注6・「答申説明書」50頁参照。

法による保護の対象とはしないとする限定説と、それに限らないとする説(例示説)が伝統的に議論されていた。なお、例示説は、学説上の支持が多く、主要な判例においても採用されている<sup>(12)</sup>。

例示説の見解によれば、応用美術のうち美術工芸品以外にも美術の著作物に該当する範囲が存在することになるが、その保護の対象がどのようなものであるのかということについては議論がある。

裁判における応用美術にかかる著作物性の判断は厳格であり、実用面あるいは技術面からの要請がある等として著作物性を否定している判例が散見される<sup>(13)</sup>。これは、応用美術が、①美術の著作物の限界領域(交錯領域)に位置することから、純粋美術や美術工芸品と同視する美術性を備えているかの判断が難しいという問題や、②実用品である場合に実用面あるいは技術面からの制約を受けており著作物性が十分に発揮されていないとする評価を受けるという問題があること、さらに、③意匠法との保護の棲み分け<sup>(14)</sup>を理由に保護を遠慮しているとする等との問題が生じるからである。

なお、従来の判例における、応用美術の著作物性の

判断基準は、概ね(1)実用性から分離(独立)して、(2)純粋美術と同視し得る美術性を有する(美的鑑賞の対象となり得る)ものであるとされ、現在の判例・学説の一般的な判断基準との見解がある<sup>(15)</sup>。判例では、純粋美術や美術工芸品と同視できる美術性があるかという点について「実用面から離れて、完結した美術作品として美的観賞の対象となる<sup>(16)</sup>」、「専ら美の表現を追求したもの<sup>(17)</sup>」、「高度な<sup>(18)</sup>」芸術性、「全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性<sup>(19)</sup>」などの尺度を用いている。また、「純粋美術と同視できる」とあるが、文言上は「高度の」著作物性を要求しているようにもとれる<sup>(20)</sup>。このような判断基準が用いられている背景としては、客体の創作にかかる実用面あるいは技術面からの制約により、著作物性が十分に発揮されていないという場合が考慮されているからであると思われる<sup>(21)</sup>。

本来であれば、純粋美術としての性質を有し、著作物の要件に該当するものであれば、著作物として認めるべきである。しかしながら、応用美術に対しては、純粋美術の著作物性にかかる判断において、厳格な基準を要求しているように思われ、その正当な根拠が必

- (12) 限定説に対しては、批判がある。作花文雄「著作権制度における美的創作物(応用美術)の保護—法目的制度間調整に基づく著作物相応性の視点における対象範囲の確定基準—」コピライト46(544)号(著作権情報センター、2006年)25-26頁参照。立法趣旨については、ベルヌ条約ブラッセル規定に批准を進めるために審議された結果として公表された前掲注6・「答申説明書」によれば、限定説と例示説が併記されていたため、どちらが採用されたのか不明確な部分があった。しかしながら、長崎地判佐世保支部昭和48・2・7無体集5巻1号18頁[博多人形/赤とんぼ事件]が量産品でも美術工芸品に含まれるとした後、前掲注4・仏壇彫刻事件、東京地判昭和56・4・20無体集13巻1号432頁[アメリカTシャツ事件]などでは、応用美術と認定しつつも美術工芸品の枠を超えて著作権法による保護を認めている。現在は、例示説の考え方が採用されるようになってきており、大阪高判平成17・7・28判時1928号116頁[チョコエッグ・フィギュア事件]において判旨内で同様の指摘がある。
- (13) 木目の化粧紙について、実用品の模様として用いられることのみを目的とする図案(デザイン)であるとした東京高判平成3・12・17知的財産例集23巻3号808頁[木目化粧紙事件]、窓格子の図面について、実用的性質を持つに止まるとした東京高判平成4・9・30LEX/DB28019588[窓格子事件]、街路灯のデザインという実用目的のために美の表現において実質的制約を受けたものであるとした、大阪地判平成12・6・6LEX/DB28051092[街路灯事件]、玩具としての実用性及び機能性から離れた美的特性が無いとされた仙台高判平成14・7・9判時1813号150頁[ファービー事件]、食玩の模型原型について、実用目的として制作されたものであるとし、動物シリーズとアリスシリーズのフィギュアについて高度の創作性が無いとした前掲注12・チョコエッグ・フィギュア事件、小物入れの機能を備えたぬいぐるみについての事案である東京地判平成20・7・4LEX/DB28141650[犬のぬいぐるみ事件]等がある。
- (14) 意匠法と著作権法について保護のすみ分けを行うことに関する議論は、前掲注6・「答申説明書」における例示説の解説の中にも登場しており、原則論として意匠法による保護であるという点について差異はないが、「答申説明書」が示した「純粋美術の性質を有する」場合に著作権法上の保護を認めるという基準よりも、厳格な「純粋美術と同視」しうる基準が判例上用いられており、最近の判決ではこれが採用されているように見受けられる。例えば、東京地判平成22・11・18LEX/DB25442859[TRIPP TRAPP事件]、東京地判平成25・7・2LEX/DB25445719[シャット勝沼事件]等がある。そもそも、意匠法と著作権法は、保護の目的等が異なっており、どちらの要件にも合致する客体なのであれば、重疊的な保護がなされてしかるべきである。意匠法と著作権法の重疊的保護を認めることについて肯定的な見解として、半田正夫=松田政行(編)『著作権法コンメンタル1』[金井重彦]49頁(勁草書房、2009年)、前掲注6・渋谷42頁、角田政芳[判批]東京地判平成25・7・19[Foever21ファッションショー事件]AIPPI58巻12号(2003年)13(853)頁参照。例えば著作権法による保護を求める場合には、単にどのような形状で構成されているかという外形上の評価のみならず、内から表出された部分も含めて形状に表現されている部分にも着目すべきであり、それについて具体的な立証がなされ著作物性の判断がなされるべきであると思われる。学説においても、前掲注8・齊藤86頁では、「著作物が作者の内面にある美の思想または感情を表現したものであるのに対して、意匠は、観る者に美感を起させるものであり……美を把握する視点が大きく異なっている」との説明がある。否定的な見解として、金井重彦・小倉秀夫(編)『著作権法コンメンタル』[高橋淳]190頁(レクシスネクシスジャパン、2013年)では、客体の「美観が実用品としての目的・機能による制約を受けるようなものであれば、それは、もはや文化の範囲に属するものではなく、産業の範囲に属するものである」と述べる。なお、前掲注6・中山145頁では、「最低限の重複適用を認めつつ、何らかの意味で両者の棲み分けを図る必要がある」と述べる。
- (15) 前掲注12・チョコエッグ・フィギュア事件において判旨内で同様の指摘がある。
- (16) 京都地裁平成1・6・15判時1327号123頁(佐賀錦袋帯事件)参照。
- (17) 前掲注12・アメリカTシャツ事件参照。
- (18) 前掲注4・仏壇彫刻事件、前掲注12・ファービー事件、チョコエッグ・フィギュア事件参照。
- (19) 作花文雄「著作権法—制度と政策」570頁(発明協会、第3版、2008年)参照。
- (20) 前掲注13・ファービー事件参照。
- (21) 拙稿「著作物の機能が創作性にもたらす制約」日本大学大学院法学研究年報40号(2010年)67-69頁参照。

ずしも明らかではないことから、問題がある。つまり、従来から議論されている応用美術の保護の議論は、実用面からの要請がある作品の保護に関し、著作権法上の保護がなされるのはどのような場合をいうのかという問題であるといえる<sup>(22)</sup>。

実用的な著作物における著作物性の認定については、著作物の中に機能等、著作権法が保護を予定していない部分が含まれてしまうことから、著作物性の有無についての判断が難しい場合がある。しかしながら、著作権法の保護対象として、客体が実用面からの制約を受けて制作されていることと、実用的な部分そのものが保護の対象になりうるということは全く別の次元の議論である。例えば、美術品として扱われる茶器や壺は、その中にお茶や水を溜めることができるという実用面からの要請を受けた形状が含まれるが、客体の美術的表現部分のみに保護が及ぶに過ぎない。

つまり、実用面からの要請がある著作物は機能面や技術面からの制約が少なからず含まれている。そのため、制作にあたってその用途に基づくさまざまな制約があり、思想感情を表現するうえで美術の著作物等に比べると自由度が低い<sup>(23)</sup>。そして、実用性の高い著作物は、その保護範囲の解釈について慎重な判断が求められている。さらに、実用性の高い著作物の性質として、一般的な美術の著作物などに比べると保護範囲が狭いことが挙げられる。すなわち、実用性が強まると保護範囲は狭くなり、実用性が弱まると保護範囲は広がる<sup>(24)</sup>。仮に、実用性の強いものの保護範囲を広く解すると実質的にアイデアまで保護が及んでしまうという問題がある。さらに、著作権法は、原則的にアイデアそのものを保護することはないが、著作物の性質によってはアイデアの領域にまで保護が実質的に及んでしまうこともありうる。このような状態は社会に与える弊害が発生する可能性があるため、法的解釈を用いて調整を行うことができる<sup>(25)</sup>。

#### 4. スペースチューブの創作性判断について

本判決では、スペースチューブを応用美術であると評価したうえで、創作性の判断を行っている。そこで

まず、スペースチューブは応用美術に該当するのかということが問題となる。そもそも、舞台装置一般は、美術の著作物として、著作物性が認められてしかるべき対象であると思われる<sup>(26)</sup>。その為、必ずしも応用美術の範疇として著作物性の判断をする必要はなかったとも考えられる。

##### (1) 応用美術該当性の判断について

第一審では、スペースチューブについて、「画一的かつ機械的な大量生産を予定しているものではないこと」や「機能または目的から不可避の結果として生じたものではなく、その表現に選択の幅が認められるものである」として、あくまで「美的表現の追求の結果として生じたもの」として、舞台装置として著作物性を認めたのか否かは必ずしも明らかではないが、Yの主張を退け「応用美術」との認定はされていない。

本判決との大きな違いとして、スペースチューブに係る体験装置としての独創性や動的な利用状況に影響を受けることなく、静的な形状、構成の創作性に着目し、著作物性の判断を行った。また、Xは、スペースチューブの創作性について、[1]「閉じた空間・やわらかい空間」であること、[2]「浮遊を可能にする空間(宙吊り)」であること、[3]「見た目の日本的美しさをもつ空間」であることを主張したのだが、他方で、形状や構成についても具体的に説明を加えている。

[1]「閉じた空間」、「やわらかい空間」については、使用状態におけるスペースチューブの構成(伸縮性・弾力性のある布を使用し、一定の高さで空間に浮遊させて設置するもの)に基づいた思想ないしアイデアであるとし、[2]「浮遊を可能にする空間(宙吊り)」であることについては、スペースチューブの機能(左右と下から強い反力をもたせているもの)がもたらす状態を表すものであるとし、[3]「日本的美しさをもつ空間」についても、ロープの「ずらし方」やロープ自体は布を設置する方法や形状そのものにすぎず、それ自体は思想またはアイデアであるとした。

しかしながら、日本的な美しさを持たせるために、日本刀や神社の屋根の曲線に似た曲線を描くようにし

(22) 上野達弘「応用美術の法的保護」『知財年報(2009)―I.P. Annual Report(別冊 NBL no. 130)』(商事法務, 2010年)210頁参照。

(23) 玉井克哉「工作機械の設計図―図面の著作物」著作権判例百選第2版(1994年)54―55頁参照。

(24) 前掲注6・中山101-104頁。他に、相澤英孝「知的財産法概説」199頁(弘文堂, 2005年)「実用性の高い著作物ほど、創作的な部分は類型的に狭くなると考えられる」。また、相澤英孝「知的財産法概説」194頁(弘文堂, 第3版, 2008年)では、「事実とのかい離があればある程、創作された表現部分が広く、著作権の保護の範囲が広がることになる。著作権法は、創作的表現を保護するものであるから、創作的表現部分の大きい著作物の方が保護の範囲が広がる」とされる。

(25) 前掲注6・中山110頁参照。

(26) 前掲注6・加戸122頁参照。

た点について、美観を与えており、これらの点に独自の美的な要素を有しており、美術的な創作性を認めることができるとした。

確かに、Xの主張は、スペースチューブの著作物性の主張となり得る部分と、客体が有する機能的な部分を含む形状や構成に関する説明が混在しており、著作物性の判断においては作品のどこに創作性があるのか分かりにくい主張になっているので、本判決における著作物性の判断において消極的な判断がされたことも一定の理解はできなくもない。しかしながら、第一審では客体の特徴を丁寧に整理したうえで、著作物性が認められるかについて検討を加え、結論を導いていることから、Xの主張から著作物性を認める判断ができないというわけではないと思われることから、美術の著作物として著作物性の判断を行った第一審の判断は適当であったと思われる。

本判決では、スペースチューブの客体にかかる(1)体験型装置として用いられていること、および(2)Xが不正競争防止法2条1項3号の「商品」に該当するものであると主張したことを応用美術該当性の理由としている。

(1)について、認定事実として、「当初は舞台装置として使用されていた」とある。すなわち、スペースチューブは創作段階において体験装置として使用していたわけでも、使用することを目的として作られたものでもない。X主張によれば、もともとは美術の展示品として製作されたものであり、その後Xにより舞台装置として利用され、現在の状態になったものとされる。スペースチューブが体験型装置として用いられていることについては、事後的な仕様態様の一つであるにすぎない。そのため、スペースチューブの事後的な利用方法が何であるかによって、応用美術の該当性が変わることは妥当ではないといえる。また、(2)については、従来の判決にも見られた「実用に供さ

れ、又は産業上利用されることを目的とする応用美術に属する」との判断基準<sup>(27)</sup>を用いているが、そのあてはめにおいて不正競争防止法2条1項3号の該当性をXが主張したことを理由として、同条の「商品」に該当するとしている。このような判断基準は、従来の判断ではみられない。そもそも、不正競争防止法における「商品」は、「取引の対象になるもの」程度の理解で足りるものである<sup>(28)</sup>。このように、不正競争防止法2条1項3号に該当する客体であるとXが主張したことにより、直ちにスペースチューブが応用美術に該当すると判断できるようなものではないし、純粋美術の著作物が事後的に商品として流通したとしても応用美術になるわけではない<sup>(29)</sup>。逆に、純粋美術や美術工芸品に該当するものであって、市場で商取引がなされる作品が不正競争防止法2条1項3号の主張が全くなしえないということもないことからXの主張に矛盾は無いと思われる。以上のことから、(1)～(2)の理由付けは、応用美術の該当性の基準である「実用性」や「産業上利用性」のあてはめにおける説明としては、不十分な理由付けであるといえることから、スペースチューブを応用美術と認定した判断は失当であると考え<sup>(30)</sup>。

## (2) 応用美術の創作性判断

本判決においては、スペースチューブが応用美術に該当するとしただけで、著作物性の判断を行っている。「純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美的特性を備えている場合に限る」との判断基準を用いており、従来の判決を踏襲するものであるといえる。しかしながら、この判断基準は裁判官の主観的評価に影響を受ける部分が大きという問題がある。そもそも、裁判所による「美」の判断には、限界がある<sup>(31)</sup>。

第一審で著作物性が認められた部分については、控訴審において、著作権法の保護が及ばない「思想ない

(27) 前掲注14・TRIPP TRAPP事件、シャトー勝沼事件、および、前掲注13・ファービー事件、チョコエッグ・フィギュア事件、犬のぬいぐるみ事件等にみられる。

(28) 田村義之「不正競争防止法概説」67頁(有斐閣、第二版、2004年)参照。また、不正競争防止法2条1項1号における「商品」について、東京高決平成5・12・24判時1505号136頁[モリサワタイプフェイス事件]では、「その経済的価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされている場合には、商品該当性を肯定できるとする。商標法における「商品」は、「商取引の目的たり得べき物、特に動産をいう」であるとの見解を特許庁「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説」1266頁(発明推進協会、第19版、2012年)は示している。詳しくは、土肥一史「知的財産法入門」53頁(中央経済社、14版、2013年)以下参照。

(29) 作花文雄「詳解著作権法」128頁(ぎょうせい、第4版、2010年)では、純粋美術作品が事後的に大量生産品になったからといって、著作物の性質が変わるものではないと述べる。

(30) 前掲注・14半田=松田[金井重彦]48-50頁では、応用美術の該当性に関し、立法者意思に従った「量産性」や「実用性」からの判断は、現代における「美術」の変容によってその理想とした調整は破たんしているとし、結局、美術著作物としての創作性があるか否かによって著作物性が発揮されているかを判断されるのだと述べるが妥当である。

(31) 牛木理一「意匠法の研究」376頁(発明協会、1994年)では、裁判所において美の表現を客観的に判断することについて容易ではないと指摘する。裁判所における芸術性の判断には限界があると述べるものとして、前掲注6・中山146頁では、「裁判所が芸術的価値そのものを判断することはできないし、すべきでもない」と述べる。前掲注14・角田は、「美術作品の美術性の判断が、裁判官の美しさに対する感性や芸術性ないし美術的な価値の有無等を基準として行われることは公正なものとはいえない」と批判する。

しアイデア」,「機能を発揮する構成」等の理由により著作物性が否定されている。しかしながら,このような評価は,舞台装置としての特性を有するスペースチューブの機能的な側面について個別に注目して判断がされており,作品にかかる表現を全体として捉えていないことから問題がある。

舞台装置は,舞台を行う演者等の表現の幅を広げるためのものであり,その表現の幅をより高めるために様々な技術を用いていることは当然である。そのため,作品を部分的に評価すれば,表現としてありふれたり,機能的な構成であるとの評価しかできなくなる。しかしながら,Xは,舞台装置に含まれる各機能について著作権法による保護を求めているのではなく,舞台装置全体としての著作物性を求めているのである。

本判決においては,客体の部分的な構成ではなく,その客体に内在する部分が創作者によって,どのように形状に表現されているかということにより力点を置き,著作物性の評価を加えるべきであったと思われる。なお,Xにおいては,舞台装置として演者と一体となりどのような表現がなされ得るのかという点について,より多くの主張がなされるべきであったとも考えられる<sup>(32)</sup>。

仮に,客体の著作物性を認めたとしても,第一審と同じように,侵害の判断時にそれを否定すればよく,客体において共通する部分を抽出し,その共通部分について著作物性が認められるのかという点を検討すれば足りる。なお,Y製品は,スペースチューブの機能を抽出し,体験装置として利用されているものにすぎず,美術作品とは程遠い体験装置であると思われる。そのため,仮にスペースチューブの著作物性を認めたとしても,似ている部分は機能的な部分にすぎず,結論としては侵害を否定することになると思われる。

---

(32) 拙稿第117回著作権法学会著作権判例研究会「木製チェアのデザイン TRIPP TRAPP 事件」配布レジュメ参照。なお,筆者はスペースチューブを用いた実演を観覧することができたが,スペースチューブは,舞台装置としての特性を有しており,ライトにより色調を変えることや,演者の動きをアシストし,舞台空間における表現の幅を大きくひろげられるものであった。



<資料>

■スペースチューブ \*福原哲郎氏 提供資料

福原哲郎&東京スペースダンス <http://www.ne.jp/asahi/tokyo/sd/index-1.html>

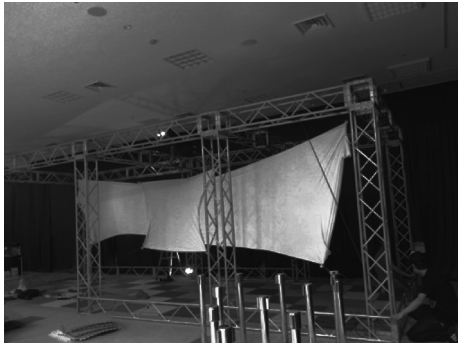


図 1



図 2



図 3



図 4

\*スペースチューブの設置をした状態の写真。

\*照明を落とし、スポットライトを後ろからあてることで、幻想的な空間を表現できる。そこに、演者が入り、音楽に合わせて演技を行う。光の当て方で色を変化させたり、シルエットを使ったり、様々な演技にかかる表現の前提となる舞台装置として利用される。

\*その他に、装置の特徴を生かした体験装置としても活用されている。

■ Y 製品

エクスプローラーズ・ジャパン(株)Web「宇宙 LIFE 展」参照。

<http://www.expj.co.jp/news/images/utyulife.pdf>



図 5

\*体験装置として利用されている。

